

(公印省略)

情報個審第4681号
令和6年11月27日

中山 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諮問番号：令和6年（独情）諮問第147号

事 件 名：家賃信用保険証券等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和6年12月27日（金）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
電話 03-5501-1760
FAX 03-3502-7350

(別 紙)

令和6年（独情）諮詢第147号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条1項の
規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



(注) 謝問庁に対して送付をし、又は閲覧をさせることを許可する場合には「□ 差支えがない。」の□に、許可しない場合には「□ 適当ではない。」の□に「☑」等の印を付けてください。

理由説明書

独立行政法人都市再生機構

1 本件審査請求について

本件審査請求は、「都市再生機構西日本支社が有する賃料債権が回収不能となった場合に適用される保険契約の内容が分かる契約書その他の文書（現在有効なものに限る。）」の開示請求に対し、令和6年10月2日付に728-20で行った部分開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求者（以下「審査請求人」という。）から、取り消しを求めてなされたものである。

2 独立行政法人都市再生機構について

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「家賃信用保険証券記載の保険金額等、家賃信用保険証券記載の共同保険会社の引受け割合並びに普通保険約款及び特約条項の条見出し及び条文がなぜ法5条2号イに該当するかが全く不明である。」として、原処分の取り消しを主張している。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

今回請求のあった法人文書は、「都市再生機構西日本支社が有する賃料債権が回収不能となった場合に適用される保険契約の内容が分かる契約書その他の文書（現在有効なものに限る。）」である。

処分庁は、これに該当する文書として、「家賃信用保険証券」、「家賃信用保険普通保険約款」、「家賃信用保険に関する特約条項」、「『用途転換』および『土地所有者等への譲渡、返還等』団地ならびにサブリース団地に関する特約条項」及び「共同保険に関する特約条項」を特定し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、法第5条第2号イに該当する次の①～④の部分を不開示とする部分開示決定を行った。

- ①家賃信用保険証券記載の東京海上日動火災保険株式会社及び取締役社長の印影
- ②家賃信用保険証券記載の保険金額等
- ③家賃信用保険証券記載の共同保険会社の引受け割合
- ④普通保険約款及び特約条項の条見出し及び条文

諮問庁は、審査請求人の審査請求内容について検討を行った結果、原処分を維持し、不開示とすることが妥当であると判断した。

以下に、本件対象文書について不開示情報該当性を説明する。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

(ア) 本件対象文書の性質について

今回請求のあった文書は、機構が賃貸住宅の家賃等の債権を担保するため締結している保険契約に係る文書である。

(イ) 不開示情報該当性について

不開示とした次の①～④の部分について、法第5条第2号イに該当すると判断した理由を説明する。

- ①家賃信用保険証券記載の東京海上日動火災保険株式会社及び取締役社長の印影
印影については、これが公にされると、偽造等によって悪用されるおそれがあり、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

②家賃信用保険証券記載の保険金額等（保険料率）

保険金額等（保険料率）に係る部分は、保険会社が保険事故のリスクをどのように評価し、保険商品として提供するためにどのように収支のバランスを図ろうとしているか、といったことが明らかになり、保険会社の経営判断、ノウハウ等に該当する保険料の算出方法が推測されるおそれがあることから、当該部分を公にすることにより、保険会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

③家賃信用保険証券記載の共同保険会社の引受割合

共同保険会社の具体的な引受割合が記載されている部分は、共同保険会社各社における引受方針等の経営戦略が明らかになることから、当該部分を公にすることにより、各保険会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

④普通保険約款及び特約条項の条見出し及び条文

約款及び特約に係る部分は、保険会社が長年の事業環境や契約者のニーズに合わせて改善を図ってきたものであり、その具体的な内容を公にすると、新たに参入を考えている事業者は当該部分をコピーするだけで、現在契約をしている保険会社が長年培ってきた経営上のノウハウを手に入れることが懸念され、保険会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

（3）審査請求人の主張について

以下に審査請求人の主張を検討する。

審査請求人は、処分庁が法第5条第2号イに該当するとして不開示とした部分のうち、上記4（1）②～④について、理由が不明であると考え、原処分の取り消しを請求している。しかしながら、上記4（2）（イ）記載のとおり不開示理由があることから、審査請求人の主張は原処分に影響を与えるものではない。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると判断した。

以 上

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsa5@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答（※PDFファイルにより回答される場合は、記載不要です。
下記5も御参照ください。）

注1：諮問番号は、「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」に記載されています。

注2：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発出する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方は、郵送により送付します。なお、電子メールでの送付を希望した場合には、郵送による送付に変更はできませんので御注意ください。

注3：HTML形式のメールは受け付けられませんので、ご注意ください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

P D F ファイル名は、「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、P D F ファイルで提出してください。

資料が、動画、写真、音声データ等である場合は、当該データを保存した C D - R 等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 「（別紙） 提出する意見書又は資料の取扱いについて」について

意見書及び資料とともに、同封した「（別紙） 提出する意見書又は資料の取扱いについて」に回答を記入したもの[P D F ファイル]で提出してください。

なお、回答は、上記 2 の電子メールの本文に記載いただいても、差し支えありません（この場合、P D F ファイルの提出は不要です。）。

6 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計 9 M B ですので、同容量を超えないように御留意ください。

大容量転送システムについては、セキュリティ上の観点からアクセスできないことがありますので、利用をお控えください。

7 個別の諒問事件に関するお問合せについて

上記 1 の電子メールアドレスは文書の送受信専用であり、個別の諒問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできません。個別の諒問事件に関するお問合せについては、「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」に記載の連絡先まで御連絡ください。